



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
10月31日
第662号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示

※滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱の一部改

正（市町振興課）	1
保安林予定森林の通知（森林保全課）	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）	2

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	2
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告（農政課）	3
公共測量終了公告（用地事業支援課）	5

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除（甲賀）	5
----------------------------------	---

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定（南部）	5
---	---

○ 雑 報

落札者決定の公告	6
----------	---

告 示

滋賀県告示第389号

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱（平成14年滋賀県告示第364号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第10条第6項中「中部県税事務所甲賀納税課、」を「西部県税事務所高島納税課、中部県税事務所甲賀納税課および」に改め、「および西部・南部森林整備事務所高島支所」および「または支所」を削る。

付 則

この告示は、令和7年11月1日から施行する。

滋賀県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年10月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 保安林予定森林の所在場所 甲賀市土山町黒滝字桃ヶ坂600－8（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第391号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年10月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
児童発達支援・放課後等デイサービスウィズ・ユ一大宝	栗東市霊仙寺二丁目13番19号	一般社団法人アド	栗東市小平井一丁目17番41号	児童発達支援放課後等デイサービス	2551200138	令和7.10.31

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年10月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 近江八幡駅前南部店舗 近江八幡市鷹飼町字一本木223番3 ほか7筆
- 変更した事項
 - 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役 長島巖
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社 東京都千代田区一丁目4番5号 代表取締役 石黒靖規 ほか2者
 - 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役 窪田博
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒靖規 ほか2者
- 変更年月日 アについては令和7年4月1日、イについては令和6年9月1日ほか
- 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の住所等の変更のため
- 届出年月日 令和7年10月16日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8
 - 縦覧期間 令和7年10月31日から令和8年3月2日まで

7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 2 日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和 7 年10月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 彦根市普光寺町字榎ノ木立346番、彦根市普光寺町字久保152番、彦根市普光寺町字北高木38番
および彦根市普光寺町字野入452番 1
- (2) 地目 田
- (3) 面積 3,150㎡、495㎡、1,388㎡および1,575㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和 7 年12月 1 日
- (3) 存続期間 5 年 1 か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 76,420円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目 2 番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和 7 年10月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 彦根市普光寺町字海野403番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 3,029㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和 7 年12月 1 日
- (3) 存続期間 5 年 1 か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 37,865円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目 2 番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

き公告する。

令和7年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

(1) 所在および地番 甲賀市信楽町神山字真黒247番1、甲賀市信楽町神山字真黒247番2、甲賀市信楽町神山字宮ノ元2181番および甲賀市信楽町神山字宮ノ元2182番

(2) 地目 田

(3) 面積 2,146㎡、160㎡、1,087㎡および680㎡

2 利用権の内容等

(1) 内容 賃貸借

(2) 始期 令和7年12月1日

(3) 存続期間 10年1か月

(4) 借賃に相当する補償金の額 70円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

(1) 所在および地番 東近江市市辺町字萱野3830番および東近江市市辺町字萱野3791番

(2) 地目 田および畑

(3) 面積 841㎡および105㎡

2 利用権の内容等

(1) 内容 賃貸借

(2) 始期 令和7年12月1日

(3) 存続期間 5年1か月

(4) 借賃に相当する補償金の額 430円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

(1) 所在および地番 蒲生郡竜王町大字山之上6820番

(2) 地目 畑

(3) 面積 964㎡

- 2 利用権の内容等
- (1) 内容 賃貸借

(2) 始期 令和 7 年12月 1 日

(3) 存続期間 5 年 1 か月

(4) 借賃に相当する補償金の額 24,100円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目 2 番20号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は^ひ大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年10月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 野洲市北、虫生
- 3 作業の終了日 令和 7 年10月15日

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 4 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、令和 5 年滋賀県甲賀環境事務所告示第 3 号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和 7 年10月31日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 協 賢

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市高松町 2 番 1 の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 ^ひ 砒素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年10月31日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
大福	守山市今浜町2620番地89	株式会社タナカ	守山市今浜町2620番地89	居宅介護 重度訪問介護	令和 7. 11. 1	2510700806

雑

報

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年10月31日

滋賀県総合教育センター長 太田 義人

- 1 落札に係る借入物品名および数量 情報教育機器(搬入、据付け、接続、調整、保守等を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合教育センター 野洲市北桜978-95
- 3 落札者を決定した日 令和7年9月25日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 F L C S株式会社京都支店 支店長 豊田彰久 京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町331番地
- 5 落札金額 151,720,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年8月29日